



令和4年5月発行

Mねっと通信 Vol.3

北信圏域権利擁護センター「総合相談」

北信圏域権利擁護センター 加藤由実

当センターでは、高齢の方や障がいのある方が地域で生活する中で、解決が難しい心配ごとや困りごとが起きた場合に、ご本人やご本人を支援する地域の関係者と一緒に考えながら、問題の解決を支援しています。権利侵害や、成年後見制度の支援を必要とする相談などにも応じています。

私たちが相談にのってきたケースとしては高齢者で身寄りが無い方、親族との関係が難しい方、お金の使い方が上手く出来なく負債を背負い、どう対応していけば良いのかというようなケースがあります。

ご本人にはあまり困り感はないのですが、周りの支援者が心配で相談に来ることが多いと感じます。そんな相談の中、成年後見制度を利用すれば解決するのでは・・・と期待してのご相談もあります。

成年後見人が就くと、本人の意思にかかわることなく「代行決定」できます。また、本人のやりたいことをすべて成年後見人が否定することも可能です。もちろん、就任する成年後見人次第ではありますが、その成年後見人もご本人が選ぶことはできない仕組みで、制度として裁判所によって選任されることになっています。

この成年後見制度は、権利擁護支援のツールであると同時に、権利侵害のツールでもあるということをご本人は、いつも意識するようにしています。例えば単に入所サービス利用の目的で成年後見制度を選択されるのではなく、その後のその人の人生にとって必要であることやリスクをよくよく考え、そのことを含めて、提案していかなければならないと思っています。また、たとえご本人の判断能力が不十分であっても、制度利用については、ご本人が理解できるような説明をしたうえで利用を進めていくようにしています。

『認知症になっても、障がいがあっても、安心して自分らしい暮らしを続けたい。』そんな思いを当センターは、地域の支援者のみなさんとともに、ご本人らしい暮らしを支えていきたいと思っています。相談していただくことで、問題解決の入口に立てていると信じています。これからも相談に来てくださることに感謝しつつ、お話を聴かせていただこうと思っています。



北信ふくしMねっと会員募集

特定非営利法人北信ふくしMねっとでは、法人の理念や活動に賛同してくださる方を会員として募集しています。入会についてのお申し込み・お問い合わせは、下記までご連絡ください。

Email: info@fukushi-mnet.org

TEL: 0269-26-2266

FAX: 0269-38-1007

〒389-0022 中野市中央1-4-19 中野庁舎3階

会費振込先

八十二銀行中野支店 普通 742796

トクヒホクシンフクシエムネット

特定非営利活動法人北信ふくしMねっと

会費(年間)

正会員 10,000円

賛助会員 3,000円

中核機関について

北信圏域権利擁護センター 宮崎摂子

成年後見制度は民法の改正等により平成12年に誕生した制度です。しかし成年後見制度の利用が十分にされていないこと等から平成28年に成年後見制度利用促進法が成立し、成年後見制度利用促進基本計画(第1期:H29~R3)が閣議決定されました。基本計画では「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことが掲げられ成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの施策を定めました。その中で、地域連携ネットワークを整備し協議会等を適切に運営するためには、その中核となる機関が必要であると述べています。それが中核機関となります。基本計画では中核機関が担う役割について、①地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」②協議会を運営する「事務局機能」③地域に置いて「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」という3つに集約整理されています。

令和3年度より、北信圏域6市町村と当法人北信圏域権利擁護センターとで中核機関を担うことになりました。表1をご参照ください。組織図になりますが、6市町村と権利擁護センターが核となりバックアップとして県が担います。家庭裁判所や専門職団体の司法関係者など幅広いかわりを持っていただく地域連携ネットワーク構築を図り、当事者ご本人を支えていくことになりました。

具体的な中核機関の機能、役割については表2をご参照ください。それぞれ項目別に市町村や権利擁護センターが担うこととなりました。平成27年度の立ち上げ時よりすでに事業を展開している機能もありますが、協議会を運営する事務局、適切な候補者推薦のための検討、任意後見監督人選任の支援、親族後見人等へのバックアップ等については新しい役割となっています。

今年度より基本計画は第2期に入りました。この2期では成年後見制度そのものの見直しに向けた検討や、首長申し立て・利用支援事業の見直しの検討、制度の運用改善や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの強化などが目標として挙げられています。

私たちセンター職員も2期サブタイトルの「尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」を図り、北信圏域で暮らす人々が希望する地域で安心して心地よく生活できるような支援を行っていけるよう日々努力してまいります。



表1

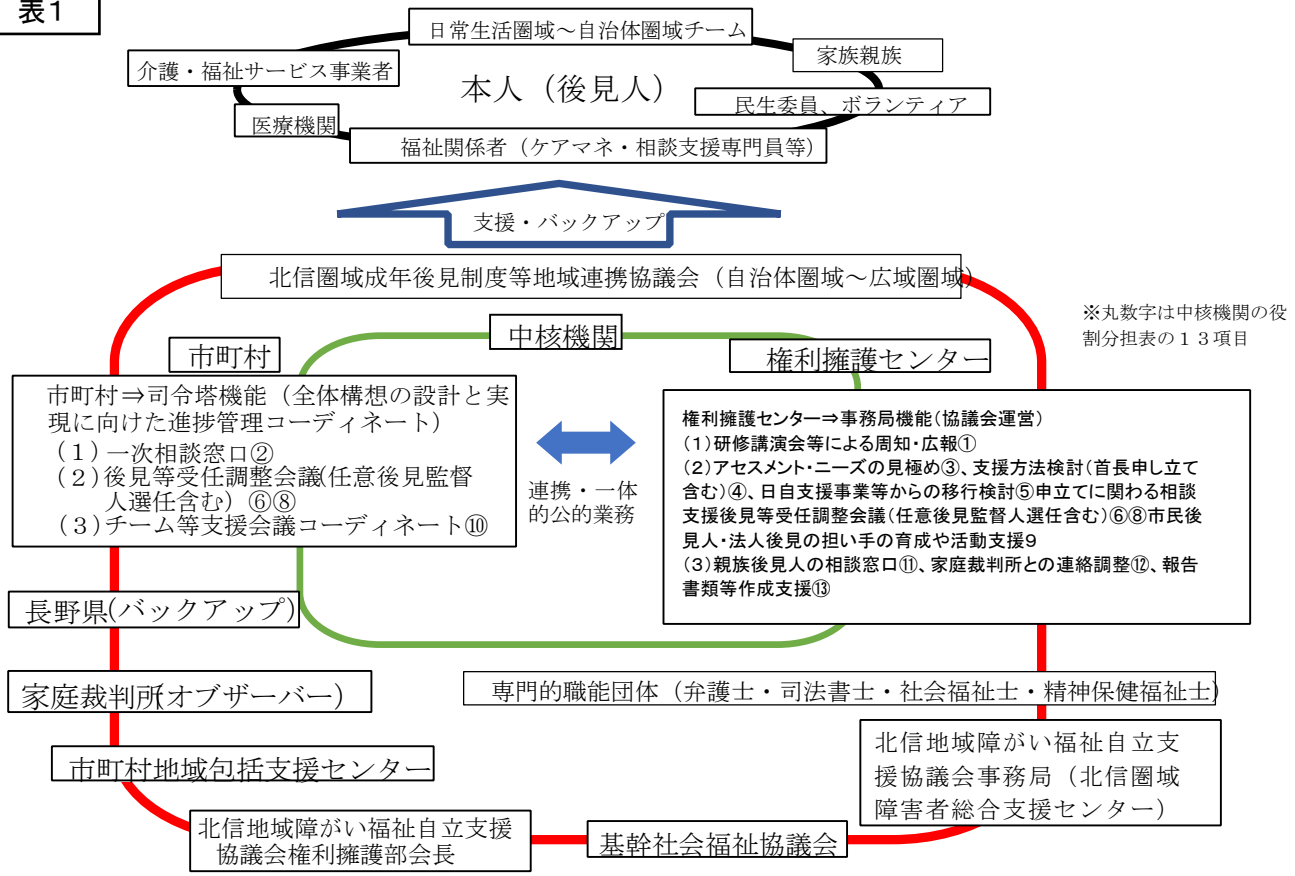



表2

厚労省の【成年後見ネットワークイメージ図】を参照し北信版として作成した連携組織図
中核機関の役割分担

中核機関に求められている機能・役割		新規機能	主に機能を担う中核機関			
司令塔機能	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う。		市町村			
事務局機能	地域における「協議会」(権利擁護支援検討会を含む)を運営する。(北信圏域成年後見制度等地域連携協議会)		北信圏域権利擁護センター			
進行管理機能	地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する。					
			広報・啓発相談窓口	1 研修講演会等による周知・広報	北信圏域権利擁護センター	
				2 明確な相談窓口	市町村(権利擁護センター)	
			①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断	アセスメント・支援検討	3 権利擁護アセスメント・ニーズの見極め	北信圏域権利擁護センター
					4 検討の仕組み① 支援方針検討(首長申し含む)	北信圏域権利擁護センター
					5 日自支援事業等からの移行検討	北信圏域権利擁護センター
					6 任意後見監督人選任のタイミングの助言(受任調整委員会)	市町村 北信圏域権利擁護センター 基幹社協
					7 申立て(家族等)に係る相談・支援	北信圏域権利擁護センター
			②本人にふさわしい成年後見制度利用に向けた検討・専門的判断	成年後見制度利用促進	8 検討の仕組み② 適切な候補者推薦のための検討(受任調整委員会)	市町村 北信圏域権利擁護センター 基幹社協
					9 市民後見人・法人後見の担い手の育成や活動支援	北信圏域権利擁護センター
			③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断	後見人等への支援	10 チーム等支援会議コーディネート	市町村
					11 親族後見人等への相談窓口	北信圏域権利擁護センター
					12 家庭裁判所との連絡調整	北信圏域権利擁護センター
13 報告書類等作成支援	北信圏域権利擁護センター					

♪MUSICAFE♪ ～悩ましき私たちの音楽の行方～

コロナウイルスとの共存が、一番難しいと言われる 音楽
ワクチンの2回目の接種がひと通り浸透した頃、少しずつ感染が収束かと思われた2021年秋10月、恐る恐る『むじかふえ』は飯山と木島平で再開を果たしました。実に1年8ヶ月ぶりです。

歌うことはもちろん、会話することさえ遠慮していた皆さんの華やいだ表情。

「声が出ません！」

「歌うことを1年半以上も忘れてました。」

「(軽いストレッチをすると) いてえ～ 体動かさねえからなあ」

愚痴る言葉さえ、軽やかに聞こえます。

季節の曲や懐かしい楽曲を、かみしめるように歌いました。

「お風呂で気持ちよく歌っていたら、体調不良の絶叫と勘違いされて家族がとんできてね。歌う場所はやっぱり必要なんだ。」

「入院中、負けるものか！何が何でもむじかふえで歌うんだから。復活するんだってつぶやいてました。」

「これから歌うのかと思うと、車もいいけど歩くの。足も体も正直なんだ。」

なんて弾んだ会話も聞こえてきます。

でも『むじかふえ』 ができるのは、内容を縮小したコンサートも含め7回、3か月だけでした。

「コロナでもサンタさんは来るの？」

サンタさんを待つのは子ども達ばかりではなく『むじかふえコンサート』を集ったどなたの心にもささやかな贈り物として届けたい。そんな思いのコンサートでありたいと願いをこめました。



またむじかふえから新しくボイストレーニンググループも誕生しました。

～奇跡のむじかふえ2021～

あれから3度目の花の季節を迎えました。

2022年度は6月から『むじかふえ』の活動を予定しています。

様子を窺いながら、また心が折れる日もあることも覚悟しながら、柔軟に潔く！です。

MUSIC&CAFÉ むじかふえ

音楽がもたらす誇らしい笑顔が消えませんかように・・・ むじかふえ担当：手塚

編集後記

1年越しのMねっと通信を発行致します。ここ2年間コロナ禍の影響で法人の研修やむじかふえの活動に制限が生じ、そんなことから何となく心身に重りを背負わされたような感じが否めません。それでもこのように通信を発行することができて良かったです。主にMねっとの主活動であるむじかふえの活動や権利擁護センターの日々丁寧に積み上げる取り組みを紹介できましたことに感謝いたします。これからもっともっと自然に生活できるように祈るばかりです。編集委員：丸山 石田 宮津